また、障害者の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら職業訓練を推進する。

さらに、障害者の福祉から就労への移行を促進するため、都道府県障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十九条の規定に基づき、都道府県が定める計画をいう。）を踏まえ、障害者福祉施策と密接な連携を図るものとする。

五　求職者支援訓練の対象者数等

(1)　対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、非正規雇用労働者自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、五万三千五百人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模八万二千二百人程度を上限とする。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで五十五パーセント、実践コースで六十パーセントを目指す。

(2)　求職者支援訓練の内容

求職者支援訓練については、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を中心とする（求職者支援訓練の五十パーセント）。

その際、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。東日本大震災の被災者、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者等である対象者について、その特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。

訓練認定規模は、次のとおりとする。

イ　基礎コース　訓練認定規模の五十パーセント程度

ロ　実践コース　訓練認定規模の五十パーセント程度

実践コースのうち、介護系、医療事務系及び情報系の三分野の割合は、地域の実情に応じて設定するものとする。ただし、実践コース全体の訓練認定規模に占める各分野の下限の目安として、介護系二十パーセント程度、医療事務系五パーセント程度及び情報系五パーセント程度として設定するものとする。

より安定した就職の実現に資するよう、各地域の状況や工夫に応じて主体的に独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置いた訓練等を設定する地域ニーズ枠を全ての都道府県の地域職業訓練実施計画で設定することとする。地域ニーズ枠の設定に当たっては、公共職業訓練（離職者訓練）の訓練規模、分野及び時期も踏まえた上で、都道府県の認定規模の十パーセント以内で設定をすることとする。

求職者支援訓練のうち、次の値を上限として地域職業訓練実施計画で定めた割合以下の範囲で当該都道府県で求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練を認定する。

イ　基礎コース　二十パーセント（岩手県、宮城県及び福島県は三十パーセント）

ロ　実践コース　二十パーセント（岩手県、宮城県及び福島県は三十パーセント）

注　求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、一箇月ごと又は四半期ごとに認定する（地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。）ものである。

申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、次のとおり認定するものとする。

イ　新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定するものとする。

ロ　イ以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定するものとする。

注　本計画において示した内容は、全国での目標であり、地域職業訓練実施計画においては、次のイ又はロに掲げる事項を除き、地域の実情に応じて異なる設定とすることができる。

イ　都道府県別の訓練認定規模を超えてはならないこと。

ロ　新規参入枠は右に掲げた値を超えてはならないこと及び全く新規参入枠を設定しないものとしてはならないこと。ただし、地域ニーズ枠については、全て新規参入枠とすることも可能とすること。

第四　公的職業訓練の実施に当たり留意すべき事項等

一　関係機関との連携

公的職業訓練全体の訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会及び受講者を適切に確保するとともに、公的職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国及び都道府県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体、労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。

このため、平成二十八年度においても、地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある公的職業訓練の推進に資することとする。

地域訓練協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキング・チームを開催する。

また、公共職業能力開発施設は、公共職業訓練を実施するに当たっては、都道府県労働局、公共職業安定所、地方公共団体、労使団体等関係機関により構成される協議の場を活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の両面において十分に実施されるよう検討、協議及び必要な調整を行うものとする。

さらに、公共職業能力開発施設は、都道府県労働局及び公共職業安定所と連携し、公共職業訓練の受講者の就職支援を実施するものとする。

二　公的職業訓練の受講生の能力及び適性に応じた公共職業訓練の実施

ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施するものとする。

このほか、公的職業訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの着実な実施等に資するため、地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発の在り方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。

○厚生労働省告示第百七十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等を次のように定め、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とする。

一　アシクロビル
二　アシタザノラスト
三　L－アスパラギン酸カルシウム
四　アゼラスチン
五　アモロルフィン
六　アルミノプロフェン
七　アンブロキソール
八　イコサペント酸エチル
九　イソコナゾール
十　イソチペンジル（歯痛・歯槽膿漏薬に限る。）